（第３種郵便物認可）　新聞定価 1カ月 8,500円(税別) 6カ月51,000円(税別)

■ 日刊建設工業新聞社 ■

支社		
大阪	TEL	06(6942)2601
	Email	osaka@decn.co.jp
名古屋	TEL	052(961)2631
	Email	nagoya@decn.co.jp
横浜	TEL	045(201)3821
	Email	yokohama@decn.co.jp
関東	TEL	03(3433)7161
	Email	kanto@decn.co.jp
東北	TEL	022(222)4222
	Email	tohoku@decn.co.jp
九州	TEL	092(741)4605
	Email	kyusyu@decn.co.jp
総局		
北海道	TEL	011(261)7653
	Email	hokkaido@decn.co.jp
千葉	TEL	03(3433)7161
	Email	chiba@decn.co.jp
北陸	TEL	025(229)5411
	Email	hokuriku@decn.co.jp
中国	TEL	082(221)7236
	Email	hiroshima@decn.co.jp
四国	TEL	087(837)5072
	Email	shikoku@decn.co.jp

日刊建設工

増え

全国の空き家戸数の

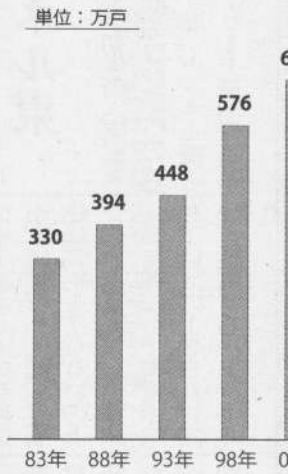

査結果（速報）によると、昨年10月1日時点で、全国の住宅総数（6063万戸）に占める空き家の割合は13・5%だった。08年の前回調査と比べて空き家率は0・4ポイント上がった。緩やかな上昇にも見えるが、20年前

ただ、この調査からは漏れている空き家も存在する。同省統計局によると「住むことに支障がない」状態の住宅を「空き家」としており、壁に大きな亀裂が入っていたり屋根がずれたりしている老朽家屋は「廃虚」

や窓を板でふさいでいる空き家を見掛けるが、こうした場合も調査の対象外になる可能性があるという。

景観や防犯上の問題になりやすいのは、調査結果には表れないこうした老朽家屋。空き家問題は調査の数

自治体、そして地域悩ませてきた根の深だが、高齢化の進展深刻さを増してきた家の増加と長期化を考えるかという難問は、減少社会に真正面から合う覚悟も迫ってい

所論諸論

改正品確法が示す改革の道筋

木下　誠也
日本大学
生産工学部教授

6月に施行された改正公共工事品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）は、公共事業の執行方式について今後の改革の道筋を示した。1899年明治会計法により「予定価格を上限とする競争入札の原則」が定められたが、この枠組みを変更する方向付けがなされたものといえる。

改正法では、仕様の確定が困難な工事について技術提案交渉方式が規定された。改正前は高度技術提案型の総合評価落札方式による競争入札において、応札各社の技術提案を踏まえて予定価格を設定することができるとされていたが、改正後は技術競争で1社に絞り込んでから交渉をした後に予定価格を定めて随意契約を行うことができるようになった。これにより官側の積算よりも民側の積算がこれまで以上に意味を持つようになる。

しかし、官側が定める予定価格による上限拘束が支障となるのは、このような仕様の確定が困難な工事に限らない。発注量（需要）が増えた東北地方を中心に、予定価格に起因して入札者がいない、またはいても応札価格が予定価格を上回って落札に至らないという入札不調が頻発し、復興事業の進捗に支障をきたしている。

逆に、発注量（需要）が十分でなく企業間競争が激しい局面では、各社は無理にでも落札しようとして実行ベースの価格とは別に官側の最低制限価格（または調査基準価格）を類推して応札額を決めるのが通常である。落札額は官主導で決まることになってしまう。

需要が大の局面で入札不調が発生せず、需要が小の局面では健全に競争により価格が決まるようにするには、上限と下限を定めている予定価格制度を見直すとともに、対話や交渉により価格を決定できる仕組みを導入する必要がある。

だが、現実を直視すると、官側による価格の上限と下限を廃止しただけで、民側の企業間の競争によって健全に落札価格が決まるであろうか。海外においては、民側の企業の実行ベースの価格による競争が行われた結果により落札額が決まることが多い。海外では、労務賃金等の最低額が職種や習熟度に応じて法令や労使協定などによってきめ細かく決められている場合が多く、専門工事業者は必要額を元請に提示し、元請は専門工事業者等から示された価格に自ら必要な額を加えて応札額を決める。つまり、下流から上流に向けて価格が決まる構造である。

一方、わが国においては官主導で落札額が決まってから下請価格等を決めていく。いわば海外の多くとは異なり、上流から下流に向けて価格を決めていく構造になっている。

このような価格決定構造が変わらぬまま上限と下限を定める予定価格制度を廃止しても、市場において落札額が健全に決まることにはなりにくいのが現実であろう。

改正法では、発注者の責務が詳しく規定され、予定価格の上限拘束による支障を軽減するよう、企業の適正利潤確保や経済社会情勢の変化を考慮して市場の実態等を的確に反映して積算を行うことなどが定められた。今後、改正法に従い、民側の見積もりをベースに予定価格を設定するなどの民主体の価格決定方式を逐次拡大していくことにより、官主導で価格が決まるこれまでの価格決定構造を民側の市場による価格決定構造へと転換していく必要がある。この価格決定構造の転換を進めるためには、賃金決定の仕組みや、元下関係など価格に関する商慣習の見直しも必要になる。

こういった価格決定構造の転換と併せて、予定価格制度の抜本見直しと交渉方式の本格導入を行うことによって、健全な競争により適正な価格で契約を締結することが可能になると考えられる。官側と民側の双方が、改正公共工事品確法を受けて今後どのように取り組むかが重要である。

9月からクリエイションの未来展